

07_法的支援

01_ 様式集問い合わせ（1 - 3 NDA 等）

02_ 協議時・契約履行時のリスクについてのリーガルコメント

03_ 公募参加者コンソーシアム組成についてのリーガルコメント

(様式1-2)

年 月 日

名古屋市長 殿

代表者氏名

印 (又は署名)

事務局開示情報申込書

年 月 日

名古屋市長 殿

令和3年12月22日付で募集要項等が公表された「名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募」に関し、守秘義務に関する誓約書の提出を条件とする開示資料について、提供を申し込みます。

担当者	
部 署	
資料送付先住所	
電話番号	
メールアドレス	

公募参加者名 _____

代表者氏名 _____ 印 (署名)

守秘義務に関する誓約書 (NDA)

年 月 日

名古屋市長 殿

住 所
商号又は名称
印
代表者の氏名

当社（個人の場合は、「私」と読み替えます。以下同様。）は、令和3年12月22日付で公募要項等が公表された「名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募」（以下「技術公募」といいます。）に関し、名古屋市（以下「市」といいます。）から、技術公募に関する検討を目的（以下「本目的」といいます。）として提供される資料（以下「守秘義務対象資料」といいます。）及び本技術公募に参加することによって知り得た一切の情報（守秘義務対象資料と知りえた一切の情報を総称して以下「守秘義務対象情報」といいます。）について、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

記

第1条（守秘義務対象情報の利用の目的）

1 当社は、本目的のためにのみ守秘義務対象情報の提供を受けるものであり、本目的以外の目的のために当該情報を利用しません。

2 当社は、本目的を達するために守秘義務対象情報を知る必要のある自己の役員及び従業員に対し、守秘義務対象情報の全部または一部を開示することができるものとします。

【MHM：原案ですと、社内であれば誰にでも開示することができるものとされていたので、社内であっても必要な者にしか開示することができないように修正しました。】

3 当社は、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、当社が業務を委託する弁護士、公認会計士、税理士に対し、守秘義務対象情報の全部又は一部を開示することができるものとします。

4 当社は、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、市に対して、別添の書式により、事前の書面による通知を行ったうえで、当社以外の第三者（以下「第二次被開示者」

といたします。) に対して、守秘義務対象情報の全部又は一部を開示することができるもの
とします

5 当社は、自らの責任において、前三項の定めにより守秘義務対象情報の全部又は一部
の開示を受けた者をして本誓約書に定める義務を遵守させるものとし、これらの者がかか
る義務に違反した場合には、当社が本誓約書に違反したとみなされて責任を負うことを約
束します。

6 当社は、守秘義務対象情報が本目的の参考のために提供されるものであり、市は、そ
の内容の正確性について一切の責任を負わないことを承認します。

第2条 (秘密の保持)

当社は、市から提供を受けた守秘義務対象情報を秘密として保持するものとし、前条に定
める場合を除き、第三者に対し開示しません。但し、法律、命令、条例等 (以下「法令
等」といいます。) により開示が義務づけられる場合はこの限りではありません。

第3条 (善管注意義務)

当社は、市から提供を受けた守秘義務対象情報が、市又は当該情報の提供者の業務上重要
な情報であり、これが第三者に開示された場合には、市又は情報提供者の業務又は事業に
重大な影響を与える可能性がある情報が含まれることを了解し、守秘義務対象情報を、善
良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

第4条 (個人情報の取扱い)

市から提供を受けた守秘義務対象情報のうち個人情報に該当するものについては、法令等
により市及び当社に認められる範囲内でのみ利用し、保持し、かつ、法令等により市及び
当社に要求されるところに従い適切な管理を行うことを約束します。

第5条 (損害賠償義務)

当社の本誓約書に違反する行為により守秘義務対象情報が漏洩した場合、当社は、それ
により市又は第三者 (市に対して守秘義務対象情報を提供した者を含みますがこれに限りま
せん。) に生じた損害を直接賠償することを約束します。

第6条 (期間、書類の破棄等)

1 当社は、受領した守秘義務対象情報を、当社の本目的が終了した時点又は最終的な審
査申請書類提出期限である (2022年○月○日) (以下「期間終了日」といいます。) まで
に、すべて破棄又は消去することを約束します。なお、本誓約書に基づく守秘義務その他
の義務は、期間終了日以降も存続するものとし、

2 受領した守秘義務対象情報について、その全部又は一部の複製を行った場合（磁気ディスクその他の媒体への記録を含みます。）、期間終了日までにこれらを破棄又は消去することを約束します。但し、社内決裁資料に守秘義務対象情報が含まれ不可分一体となっている場合、及び、法令等により守秘義務対象情報を保持することが義務付けられている場合は、当社は当該資料・情報等を破棄等することなく、当社において適切に保管することを約束します。

第7条（準拠法、管轄）

1 本誓約書は日本法に従って解釈されるものとします。

2 当社は、本誓約書に関連する一切の紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。【MEM：海外の応募者の場合、紛争解決方法を裁判とすると、実際に当該応募者に対して裁判を提起し、勝訴した場合であっても、当該勝訴判決を外国に所在する者の財産に対して執行するには様々な法的問題が生じますので、海外の応募者に対しては、JCAA等の仲裁を紛争解決手段として記載することが望ましいと考えます。この点、以前の「秘密保持に関する確認書」の作成時には、日本語版では名古屋地裁と記載し、海外の応募者用の英語版では、仲裁としたと理解しております。ご検討ください。】

やり取りの末、以下の文言を2項に追記。

第7条 2 当社は、本誓約書に関する一切の紛争について、当社が原告となる紛争については名古屋地方裁判所を、当社が被告となる紛争については名古屋地方裁判所又は一般社団法人日本商事仲裁協会を、紛争解決のために用いることに合意します。」

(様式 1 - 4)

年 月 日

第二次被開示者への資料開示通知書

名古屋市長 殿

商号又は名称：

所在地： _____

代表者名印： _____

印

令和 3 年 12 月 22 日付で募集要項等が公表された「名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募」の守秘義務対象情報について、当社から以下の者（以下「第二次被開示者」といいます。）に対して資料を開示しますので通知いたします。

なお、当社は、第二次被開示者に対し、当社が市に対して誓約している守秘義務と同等又はそれ以上の義務を負わせたうえで、資料を開示することを約束いたします。

第二次被開示者

商号又は名称	
所在地	
代表者名	

商号又は名称	
所在地	
代表者名	

商号又は名称	
所在地	
代表者名	

※必要に応じて表を追加すること。

名古屋市契約管理課からの本技術公募に対するコメント及びご相談事項について

令和3年6月22日

株式会社日本総合研究所

『』が契約管理課からのコメントでして、それに対して⇒でのご相談申し上げたい事項を記載いたしました。恐れ入りますが、ご確認いただけますと幸いです。お手数おかけしますが、どうぞ宜しくお願い致します。

(物品購入と工事請負を合わせて公募を行うことについて)

『物品購入と工事請負を合わせて公募を行うことについて、法的な裏付けはあるのか。工事請負だけでは、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づく技術提案・交渉方式のガイドラインを国交省が出しており、技術対話というプロセスについても法的な裏付けがあるが、公募参加者が物品で応募してきた場合技術対話というプロセスの法的な裏付けがない。物品購入の場合は、発注者が仕様を確定させ入札すべきであり、発注者と入札参加予定者が仕様について協議すべきではないというのが原則。』

➤ ご相談：上記、物品購入と工事請負を併せて公募を行うことが問題ないことをご教示いただけますか。当方理解では、物品購入ではなく、技術調達を行っている認識でして、その中で、結果として建築物に付加する設備（階段昇降機等）が対象となることで、工事請負の性格を帯びるだけであり、切り分けなければならない必要性を認識しておりません。【コメント：基本的にはご理解のとおりでよいかと存じます。先方の主張からすると、物品購入と工事請負を合わせて公募を行うことが問題がないというロジックを立てるよりも、工事請負にフォーカスすることがよいと考えます。すなわち、物品購入と工事請負を合わせて公募を行っているわけではなく、あくまでも工事請負の公募を行っているのであり、当該工事を行うのに付随して物品が必要となっているだけであり、物品を購入しているわけではないというロジックがよろしいかと存じます。仮に入札参加予定者が、既存の物品を活用することを予定しているとしても、発注者の要求は、必要な工事を完成してもらうことであり、その工事完成のために既存の物品がどこまで活用できるか、という関係にあると理解しています（既存の物品だけで、一切の工事を行うことなく、発注者の要求が満たされることはないと理解していますが、この点理解に齟齬がありましたら、ご連絡ください）。この理解を前提にすると、あくまでも工事請負の公募を行っているというのは、法律的に十分に説明がつくことと考えています。契約の形態としても、工事請負契約という枠組みで、既存の物品を活用することは可能です。】

『物品と工事請負は分けて公募を行った方が良いのではないかと存じます。また、物品が最優秀者として選定された場合に木造天守の竣工まで年数があるため技術が陳腐化する恐れがある。既に製品化されている物品だった場合に開発というプロセスすらなくなる。物品購入で 3,000 万円を超える場合は WTO 対象にもなる。一般的に、市が懸念している契約受注者の契約中止による回収リスクについては、発生してから対応しきること、すなわち債権回収しきことは極めて困難である。とりわけ、海

外の事業者については、いっそう困難さが増すと認識しておいた方がよい。』

- ご相談：物品／工事については1つ前のコメントと同じ内容になります。
- ご相談：契約期間が長期化することでの陳腐化リスクについては、対策が必要と考えておまして、この場合の対策等についてご教示いただけますでしょうか。当方認識では、先方の提示する提案内容に基づきつつ性能発注にすること、及び、改良の余地を認める／促すなど条件に含めることで対応できないかと考えております。【コメント：最優秀者として選定されてから、竣工まで年数があることによる技術の陳腐化はご指摘のとおり避けられないかと存じます。対応としては、技術の最新化を補助金の交付の条件とすることや実用品開発契約における先方の義務とすることが考えられるかと存じます。】
- ご相談：契約受注者側の契約中止による回収リスクについては、以前ご教示いただいたとおり、回避しきことは難しいと認識しております。その際にご教示いただいた対策としては、「技術そのものの所有権を名古屋市に譲渡する旨を契約文に加えておいた方がよい」ことに加え、以下3点でしたが、認識齟齬ないか、他に留意すべき点があればご教示いただければ幸いです。【コメント：基本的にはご理解のとおりですが、その他にも、契約受注者側の契約中止に対する抑止力として、違約罰（損害賠償金の約定）を定めることも考えられます。また、契約受注者が海外の事業者である場合には、回収可能性を高めるために、紛争解決手続として、日本国内の裁判手続ではなく、仲裁手続を定めることが望ましいと考えております。】
 - ◇ 審査段階でのスクリーニング：実用化期間が長期化した状況を鑑み、事業継続能力の評価を、配点比重や審査基準について以前よりも重視すべき
 - ◇ 契約の支払条件の設定：A)取り込み詐欺のような事態にならない点、B)事業継続可能になる点の2点のバランスをシミュレーションしつつ、前払い金の比重と期間の設定を行うべき
 - ◇ 個人保証：公募要項に実用品開発契約の締結に際して「信用力を補完する措置を講じることがありうる」という一文を盛り込むことで、信用力が懸念される研究開発者に対して、契約協議時に（特約的に）個人保証の条項を追加するための予防線を張っておく

（基本協定の候補者辞退への抑止力について）

『工事請負の場合は、技術提案・交渉方式に則って基本協定を結ぶことで昇降技術開発契約と昇降技術導入契約を継続して受注するよう制限することは可能。契約自体はその都度締結することになる。それは現在、竹中工務店と結んでいるものと同様である。』

- ご相談：技術提案・交渉方式に則らずとも、基本協定を結ぶことで継続して受注に向けて契約候補者を縛れるでしょうか。そもその理解としては、基本協定を結んでも契約締結前の自体を禁止することは難しいのではと認識しておりましたが、可能な限り契約締結に向けて途中で候補者に逃げられないようにしたいです。【コメント：技術提案・交渉方式以外の方法であっても、協定書の締結により、一定程度先方を拘束することは可能かと存じます。基本協定を

締結しても契約締結前の辞退を禁止することが難しいのはご指摘のとおりですが、当該協定書の定め次第ですので、辞退できる場合を限定し、それ以外の辞退の場合について違約罰（損害賠償金の約定）を定めることも、法的には可能です。また、協定書の締結自体により契約締結への期待も生じますので、協定書が存在しない場合と比較すると、辞退の可能性が低減すると考えており、また、上記期待が裏切られた場合には損害賠償請求もしやすくなると考えられます。】

『協議期間中に許認可認定機関との協議や復元検討委員会への提出資料の作成協力などを業務として実施させるのであれば何らかの契約を締結した後行うべき。工事であれば基本協定を締結し開発契約の中で実施させれば良い。1年間の協議期間というのも長すぎる。通常は1か月程度。協議期間は契約協議の期間として位置付ける。』

- ご相談：基本協定で一定の縛りをつける点については、1つ前のコメントと同じ内容になります。
- ご相談：基本協定締結後から契約締結までの期間を1年とまではいかないまでも、PPP等で一般的な3・4カ月を大きく超えた期間を設定することによるリスクと対策について、ご教示いただけますと幸いです。【コメント：基本協定締結後から契約締結までの期間が長くなればなるほど、前提条件等が変化するため、基本協定で縛りにくい状況になっていくものと考えられます。対策のアイデアとしては、①契約を細分化し、最初の1年間に実施する予定の項目のみを対象とする契約を短期間のうちに締結すること、②基本協定と類似の枠組みですが、基本協定締結と契約締結までの間に、つなぎとして基本契約書を締結すること、③基本協定締結後、一定期間毎に基本協定のアップデート（変更手続）を行うこと等が考えられます。】

以上

名古屋城木造天守閣の昇降に関する新技術の公募支援業務委託
技術公募についてのご相談事項について

令和3年7月21日
株式会社日本総合研究所

現在、コンソーシアムのようなものを組成して1者として参加することを認めることで、複数の技術を組み合わせ持つような1者（たとえば、技術Aを持つ構成員と技術Bを持つ構成員）の参加を期待したいと考えております。具体的には、他のPPP/PFI事例同様に、事業者同士で事前にコンソーシアムを組成してもらう（事務局でもそれとなく誘導しますが）ことを考えております。

そこで、以下1. 及び2. についてご相談申し上げたい事項を「・」で記載いたしました。

恐れ入りますが、ご確認いただけますと幸いです。お手数おかけしますが、どうぞ宜しくお願い致します。

1. コンソーシアム組成の協定について

- ・ 共同事業体という記載を行うと、国交省の共同企業体標準協定書

(https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000101.html) の通り、構成員に対して連帯責任を負わせる内容となっており、各自治体もそれに準拠した協定案を準備しております。一方で、公募に参加する可能性のある事業者については、この手の公募参加になじんでいない、さらには国外の事業者もいるため、協定については、緩やかなものでも許容できるようにしたいと考えております。そこでご相談ですが、連帯責任を負わせないような協定のあり方が可能か、また、そのような協定例があればご教示いただけますでしょうか。【MHM：協定における連帯責任の定め方は、理論上いろいろな定め方があり得るところですので、連帯責任を負わせないような協定のあり方も可能ということになるかと存じます。もっとも、共同事業体で当事者ごとの責任範囲が明確でない場合に連帯責任を負わせないと、いずれの当事者も責任を負わない範囲が生じるというリスクがあるように思われます。この点に鑑みると、基本的には連帯責任とした方がよいかと存じますし、当職らの認識では、実務上、連帯責任が基本と思われます。もっとも、本件のように当事者が少ない場合には、それぞれの責任範囲を明確にし、それぞれの債務について責任を負わせる（連帯責任としない）こともあり得るように思われます。なお、連帯責任を負わせない協定例は、特に認識しておりません。】

ただし、契約締結時点では、少なくとも共同事業体のような形にさせておく必要があると認識しております。

- ・ 現在、公募要項には、以下のとおり「共同事業体」として記載をしておりますが、修正する必要などございますでしょうか。【MHM：以下の記載については、特に修正点はございません。】

公募要項

- 8. 申請手続き等
- 8-1. 参加要件

参加者は、大学、研究機関、民間企業、個人を問いません。

同一の参加者による複数の技術の組み合わせによる提案についても、要求水準を充足する限り、認めます。審査参加にあたっては、次の①～⑦の要件を審査参加申請書類の提出期限の日時点で満たしている必要があります。

また、必要に応じて、参加者同士による共同事業体の組成も認めます。共同事業体を組成する場合には、構成する各事業者が同様に次の①～⑦の要件を満たしている必要があります。

① 次の税を滞納している者（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 15 条に基づき徴収の猶予を受けているとき、又は国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 46 条に基づき納税の猶予を受けているときは、納税していないものとみなす。）でないこと。

ア 市町村民税

イ 固定資産税

ウ 消費税及び地方消費税

② 名古屋市暴力団排除条例（平成 24 年名古屋市条例第 19 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者又は同条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

③ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に該当しない者であること。

④ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当する事由があった後 3 年を経過しないもの（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱に基づく指名停止を受けているものを除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

⑤ 公募の開始の公表から最優秀者選定までの期間中に、名古屋市指名停止要綱に基づく指名停止を受けているものでないこと。

⑥ 次に掲げるような著しい経営不振の状態にある者でないこと。

ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者。

イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。

⑦ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が新技術公募に参加しようとする者等でないこと。

⑧～⑩の要件については、①～⑦に追加して、昇降技術開発契約までに満たすことが必須の条件となり、一次審査、最終審査における加点要素にもなります。

⑧ 事業に参加でき、かつ、昇降技術開発契約締結・契約履行を的確に遂行可能な技術的能力を有すること。

⑨ 事業に係る経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

⑩ 事業に係る企業化に対する具体的計画を有し、その実施に必要な能力（設置工事となる場合、必要となる建設業の許可等）を有すること。

2. 構成員の履行不能による解除権、あるいは存続について

- ・ コンソーシアムの構成員が倒産等による市（発注者）の帰責によらない事由で契約履行不能となった場合について、以下いずれについても契約として設定することが可能でしょうか。市としては、契約候補となる事業者（コンソーシアムで技術 A（市の本命）を有する構成員と技術 B を有する構成員）が公募で選定された際に、本命事業者の事業継続可能性に応じて、契約条件をどちらかに対応させたいと考えております。【MHM：一部の構成員が履行不能となった場合に契約が終

了することは、合理的な帰結であり、パターン 1 を契約条項として設定することは問題なく可能かと存じます。一方で、一部の構成員が履行不能となった場合でも残りの構成員に技術開発・導入の継続・完遂させるパターン 2 は、残りの構成員にとって自らが有しない技術の提供を求められるものであり、かなりハードルが高い条項になるかと存じます。もっとも、一方の構成員でも履行可能であり、受け入れられる可能性がある場合であれば、契約にパターン 2 のような条項を入れることは、契約自由の原則のもと、可能です。】

- パタン 1) 一部の構成員が契約履行不能となった時点で契約解消としたい
- パタン 2) 一部の構成員が契約履行不能となっても、別の構成員の技術開発・導入を継続・完遂させたい

なお、債権回収については、予防策は講じられても、困難が予想される点は市も了承しております。

以上